

十九 一 利行 価 率格日	八 七 振替 單 位	六 五 最低額 面 金	四 六 払込金 額	三 二 用振替 法項及 の適	一 名稱及 び根 そ拠	条件等 を次の一 年とおり 三月十 日より告 示する。	平成省令 件等を次 一年とおり 三月九 日より告 示する。	〇財務省告 示第七十二 号第六条第 十一条項規 定に基づき、 大藏省令(昭和 五十七年大藏 省令)に依 る。
年額平す額の振 ○面成るの記替 ・金二。整載法 五額十 パ百一 丨円年 セに二 ンつ月 トき九 百日 円十八 錢	年額平す額の振 ○面成るの記替 ・金二。整載法 五額十 パ百一 丨円年 セに二 ンつ月 トき九 百日 円十八 錢	五千二百八 円四八十 百十万 四九円 十億八 千七百 七百七 も額口 の面座 と金簿	五百二十 萬千百八 円四十 額る扱 で発機 七行 日本銀 千八百 十八億 七十二 万	五百二十 萬千百八 円四十 額る扱 で発機 七行 日本銀 千八百 十八億 七十二 万	五百二十 萬千百八 円四十 額る扱 で発機 七行 日本銀 千八百 十八億 七十二 万	五百二十 萬千百八 円四十 額る扱 で発機 七行 日本銀 千八百 十八億 七十二 万	五百二十 萬千百八 円四十 額る扱 で発機 七行 日本銀 千八百 十八億 七十二 万	五百二十 萬千百八 円四十 額る扱 で発機 七行 日本銀 千八百 十八億 七十二 万

財務大臣 与謝野馨

(一) 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出する。期日払い込むものとす。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{25}{365}$$

(二)

発行時において、その乗じた金額によつて記載がなされ、その金額は振源として百出で、その他の場合はおだしおだしひし分し、はは替泉の記録簿さ子。

規定下は期た期平定、が金と成る税人にの法す國をかのれ中れに係る所のに徴稅の記録簿さ子。

する次そ銀額し二こ率が當算入る債を乗じた金額によつて記載がなされ、その金額は振源の記録簿さ子。

る号の行を、二十とが乗じた金額によつて記載がなされ、その金額は振源の記録簿さ子。

期及翌休支次が適用非居よる場合に記載がなされ、その金額は振源の記録簿さ子。

日び営業払の年できる受住り者算にはおだしひし分し、はは替泉の記録簿さ子。

に第業日う算日。式月にたに十。額によつて記載がなされ、その金額は振源の記録簿さ子。

つ十日。式月にたに十。額によつて記載がなされ、その金額は振源の記録簿さ子。

い五に當だよ五。額によつて記載がなされ、その金額は振源の記録簿さ子。

て号支たしり日。額によつて記載がなされ、その金額は振源の記録簿さ子。

同に払うる、算を。額によつて記載がなされ、その金額は振源の記録簿さ子。

じ。いへと支出支。額によつて記載がなされ、その金額は振源の記録簿さ子。

て以き払し払すの法額(一) 国得該十額(一)

十
八
十
七
十
六
十
五

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
限
償
還
期
子
後
の
利
以

額面金額 $\times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}$

平
成
二
十
一
年
二
月
九
日
日
額
本
銀
行
百
三
円
に
つ
き
百
五
円
額
面
成
金
十
支
払
日
と
年
う
。前
月
各
月
支
間
払
七
月
に
期
月
属
す
お
五
日